

富谷市記者会見資料①

令和2年7月31日

・保健福祉部健康推進課 大谷

連絡先：022-358-0512

・総務部防災安全課 奥山

連絡先：022-358-3180

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項

市では、昨日30日に第25回富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、8月1日以降の「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針」を改訂いたしました。市主催のイベントは感染拡大を防止するため、収容率・人数制限について、7月10日から7月31日までの考え方を維持するものです。

※詳しくは、別紙「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針」、「富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市主催イベント・施設の利用等について」を参照いたします。

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（8月1日以降）

令和2年7月30日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び県主催イベント・会議等の考え方について（令和2年5月26日）等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方（令和2年5月26日）等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

（1）基本的な考え方（7月10日から7月31日までの考え方を維持）

| 時期 | 場所 | 収容率 | 人数制限 |
|-------|----|---------------|-----------|
| 8月1日～ | 屋内 | 50%以内 | 原則 5,000人 |
| 8月31日 | 屋外 | 十分な間隔 ※できれば2m | 原則 5,000人 |

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、原則中止又は延期とする

（2）感染防止対策事項

- ① 会場及び待合場所等における「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ② 高齢者や基礎疾患があるもの、妊婦は人込みをできる限り避ける
- ③ 人と人との間隔はできるだけ確保すること
- ④ 大声での発声や声援、又は近接した距離での会話等がなされないよう留意すること
- ⑤ 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合は、人と2m程度の距離を確保し、前後で人が重ならないよう実施すること
- ⑥ 参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること（疫学調査の協力のため）
- ⑦ イベントの前後や休憩時間等の交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ⑧ 下記の方は参加を控えてもらうよう、事前に周知すること
 - ・風邪のような症状（発熱・咳・咽頭痛・鼻水・鼻づまり）がみられる
 - ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行や出張をした
- ⑨ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること
- ⑩ 手洗いや手指消毒を徹底すること
- ⑪ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること
- ⑫ 冷房中でも、定期的な換気を実施（1～2時間に1回以上、1回あたり5分～10分）すること

- ⑬ 入場者の制限や誘導を行うこと
- ⑭ 共有で使用する物品は極力減らし、開催前・終了後には、共通で使用した物品を消毒すること
- ⑮ 飲食を伴う場合は、「新しい生活様式の実践例」に記載されている事項に留意すること

(3) 感染症対策と熱中症予防について（夏期で気温・湿度が高い場合）

- ① 屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構わない
- ② マスク着用の場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分補給を実施すること
- ③ 人との距離を十分に確保し、適宜マスクを外して休憩を取ること
- ④ 換気の場合は、室内温度が高くならないように、エアコンの温度設定をこまめに行うこと
- ⑤ 3つの密（密集、密接、密閉）を避け、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者への目配り・声がけを実施すること

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること（2の（2）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざる得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年4月22日）で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）で示された「新しい生活様式の実践例」
- ③ 令和2年度の熱中症予防行動の留意点について（令和2年5月26日付け 環境省、厚生労働省 事務連絡通知）

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部 市主催イベント・施設の利用等について

令和2年7月30日

本市では、5月27日の本部会議で決定した「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（6月1日以降）」等に基づき、6月1日から幼稚園・小学校・中学校を再開するとともに、一部の施設を除いて利用を再開し、概ね3週間ごとに感染状況等を踏まえながら、イベント開催や施設利用制限等の段階的緩和を図ってまいりました。

現在、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、前回、本実施方針の見直しを行った7月7日以降も県内で60の方が新たに新型コロナウイルスに感染しており、また、全国的にも多くの方の感染が確認されていることから、**8月1日以降も、現在、実施しているイベント開催制限等を維持する内容で本実施方針を見直し、市主催イベントや事業、市施設の利用等を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。（※見直し部分は朱書き）**

東京都では新型コロナウイルスの新たな感染者が連日200人を超えるなど、「感染拡大特別警報」の状況にありますことに加え、大阪府等においても多くの感染者が発生している状況にありますので、市民の皆様には「新しい生活様式」の実践・定着に向けて、さらなる取組をお願いいたします。

なお、市民の皆様が市内各施設を利用される際には、引き続き「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（8月1日以降）」2の（2）に規定する「感染防止対策事項」を実施いただきますとともに、施設ごとに留意すべき事項をご理解いただいたうえで、利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

1 イベント・会議・行事等について

（1）市主催のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（**8月1日以降**）」に基づき実施
- ・中止・延期する事業については、ホームページに一覧を掲載し、随時更新

（2）市主催以外のイベント・会議・行事等

- ・「市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（**8月1日以降**）」に準じた対策を講ずるよう、主催者等に要請

2 市立幼稚園、小学校、中学校について

- ・各学校において感染予防ガイドラインを策定し、感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施
- ・小・中学校の今年度の長期休業については以下のとおり短縮し、臨時休業に伴い不足した指導時間を確保。指導の工夫により学習内容の年度内履修を予定

【夏季休業】8月8日（土）から19日（水）までの12日間

【秋季休業】10月10日（土）から12日（月）までの3日間

【冬季休業】（小学校）12月24日（木）から1月5日（火）までの13日間
（中学校）12月25日（金）から1月5日（火）までの12日間

※市立幼稚園の長期休業については変更なし

3 子育て支援施設で実施する事業について

（1）法定健診及び法定に準ずる健診等（とみや子育て支援センター内）

- ・平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は受診見合わせを徹底
- ・集団指導は規模を縮小して実施

(2) その他の子育て支援事業等（とみや子育て支援センター内）

- ・ 通常利用
- ・ 調理実習は8月末まで休止

(3) 子育てサロン（西成田コミュニティーセンター内）

- ・ 通常利用（利用時間：火曜日から土曜日の午前10時から午後3時まで）
- ・ 午前の部は午前10時から12時まで、午後の部は午後1時から午後3時までの完全予約制及び入れ替え制
- ・ 利用人数は保護者・乳幼児を合わせて最大10名まで
- ・ 子育て講座等は規模縮小し実施
- ・ 施設内での飲食は時間を短縮し再開（ランチタイム、午前11時から12時）。ただし水分補給と授乳はランチタイム以外も可能
- ・ 一時預かりは規模縮小し実施

※上記（1）から（3）の共通事項として、家庭での検温等、利用者の感染対策を徹底

4 放課後児童クラブについて

- ・ 通常利用
- ・ 家庭や各施設での検温を実施し、体調不良の場合は欠席の要請を徹底

5 保育所等について

- ・ 家庭での検温を実施し、平熱よりも1度以上高い場合、体調不良の場合は欠席の要請を徹底

6 総合運動公園施設・公民館・西成田コミュニティーセンター・大黒澤苑・民俗ギャラリーについて

(1) 総合運動公園施設

- ・ 屋内施設についてはエントランスホール等の利用を休止
- ・ トレーニング室は**新規会員も含め利用可能（新規会員登録は8月から再開）**
- ・ 夜間一般開放（午後6時～午後9時）は通常利用
- ・ グラウンドの利用はA・Bグラウンド、C・Dグラウンドそれぞれ5,000人以下
- ・ テニスコートの利用は通常利用
- ・ 屋内施設の利用はスポーツセンターアリーナ740人、武道館アリーナ370人以下
- ・ 開放基準利用人数が設定されている施設では入場・利用人数制限を実施
- ・ 利用にあたってはスポーツ庁基準「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和2年7月30日改訂版）」を遵守

(2) 公民館

- ・ 通常利用（開放時間：午前9時から午後9時まで）
- ・ 歌唱、息を吹く楽器を使用するサークル団体等は「3つの密」の回避を徹底して使用する
- ・ 図書室閲覧席の使用については時間制限（30分以内）で使用可能
- ・ **小さな美術館の展示を再開**
- ・ 利用にあたっての人数制限や詳細事項については、公益社団法人全国公民館連合会基準「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」並びに「富谷市公民館新型コロナウイルス感染拡大予防に関する利用ガイドライン（令和2年7月30日改訂版）」を遵守

(3) 西成田コミュニティーセンター（子育てサロン以外）

- ・大ホール及び和室は利用可能。ただし、利用人数を制限
- ・浴場、調理室は利用休止
- ・利用にあたっては「新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和2年7月30日改訂版）を遵守

(4) 大黒澤苑

- ・研修棟は利用可能。ただし、利用人数を制限
- ・利用にあたっては「新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン（令和2年7月30日改訂版）を遵守

(5) 民俗ギャラリー

- ・来場者の人数を制限（同時に最大50人）

7 富谷市学校体育施設について

- ・8月から段階的に利用を再開。「スポーツ少年団」及び「児童生徒等が中心となっている団体」に限定し、屋外運動場から再開
- ・利用にあたっては「富谷市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和2年7月30日付）」を遵守

8 富谷市福祉健康センターについて

- ・通常利用
- ・浴場は人数調整しながら利用
- ・教養講座はスクール形式で実施
- ・8月から参加人数を分散し、運動教室を再開
- ・8月から時間短縮し感染予防対策の徹底を図り、料理教室を再開

9 富谷市まちづくり産業交流プラザ（とみぷら）について

- ・3階ミーティングルームの利用については、間仕切り有の場合10名以内、間仕切り無の場合20名以内

10 公園について

- ・利用上の注意事項は公園内の看板、ホームページ等により周知
- ・大亀山森林公園の管理棟はテーブル数を削減、炊事棟・バーベキュー用東屋は利用者数や貸出数を制限

11 市役所における窓口業務について

(1) 証明の取得等

- ・対面機会を抑制するため、「税証明」「住民票」「戸籍証明」の請求については、郵送による申請を推奨
- ※証明等請求書の様式は市ホームページに掲載

(2) 窓口開庁時間について（これまで午後7時まで窓口を延長していたものを通常の時間とします）

- ・当面の間、開庁時間は祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで
- ・対象施設は市役所本庁舎及び成田出張所

1.2 内容の見直し時期について

上記事項についての見直し時期は、8月31日（月）を予定。また、感染症の発生状況等に変化が生じた場合には、随時見直しを図ります。

富谷市長から市民の皆さまへのメッセージ（7月30日）

市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進について、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。また、このような厳しい状況のなか、最前線でご尽力されている医療従事者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

本市では、5月27日の本部会議で決定した「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（6月1日以降）」等に基づき、6月1日から幼稚園・小学校・中学校を再開するとともに、一部の施設を除いて利用を再開し、概ね3週間ごとに感染状況等を踏まえながら、イベント開催や施設利用制限等の段階的緩和を図ってまいりました。

現在、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況については、前回、本実施方針の見直しを行った7月7日以降も県内で60の方が新たに新型コロナウイルスに感染しており、また、全国的にも多くの方の感染が確認され、感染症が拡大傾向にある状況にありますことから、8月1日以降も、現在、実施しているイベント開催制限等を維持することといたしました。

引き続き市民の皆様が各施設を利用される際には、「市が主催するイベントや会議等に関する実施方針（8月1日以降）」2の（2）「感染防止対策事項」の実施をお願いいたしますとともに、施設ごとの留意事項を十分にご理解いただいたうえで、利用いただきますようお願いいたします。

東京都では新型コロナウイルスの新たな感染者が連日200人を超えるなど、「感染拡大特別警報」の状況にありますことに加え、大阪府等においても多くの感染者が発生している状況にありますので、市民の皆様には引き続き感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いいたしますとともに、これまでクラスターが発生しているような施設や、「3つの密」のある場所へ行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策を確認したうえで、感染防止等を徹底するなど特に注意してください。

これまで本市では、国・県の新型コロナウイルス感染症経済対策に加え、第1弾から第4弾となる本市独自の対策を実施してまいりましたが、第5弾となる独自対策として、さらなる市民の皆様への生活支援や地域経済の活性化に向けた支援に加え、「新しい生活様式」に対応した取組も検討しております。今後も国・県と連携を図りながら万全の対策に努めてまいりますので、市民の皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。